

平成30年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成30年10月3日(水)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	諸坂 佐利 委員長 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員 梶田 佳孝 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、下水道整備課
傍聴者	1人

開会 諸坂委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成30年1月15日から平成30年7月2日まで(一部平成29年11月15日)に入札公告が行われた案件の契約金額・落札率などを説明した。】

委員長：ほかに質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた守屋委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) 平塚総合体育館改修工事(設計業務)

抽出理由：入札参加業者14者、辞退が5者、最低制限価格未滿で失格が6者、無効が1者となっていることから、設計価格、最低制限価格の適正性、無効内容などの確認のため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：不適合の理由は、資料14ページ別紙の何番についてか。

事務局：資料14ページの5番「対象施設が完成した実務経験を有すること」の要件を満たしていなかった。

委員：当該業者の挙げた建物はいつ完成したのか。

事務局：まだ完成していない。提出資料には、平成31年5月完成と記載があった。

委員：6者が最低制限価格未満で失格となっているが、なぜこれほど失格となっているのか。

事務局：税金を使用して執行する公共工事であるから、当然有効活用して安く上がってほしい。そのため、公平性を担保しながら競争性のある入札を行っている。一方で、ダンピングを排除するために、一定の価格に達しない入札については失格としている。予定価格は、公共施設を作る上での単価基準・積算基準に基づいて設定しており、最低制限価格は予定価格の80%で設定される。結果として最低制限価格未満の入札が見受けられるが、適正な積算をした上で導き出した予定価格であるので、今回の結果も適正であると捉えている。

委員：参加14者中、落札者は上から2番目に金額の高い業者である。当初の落札候補の価格に対しては価格面では3番手の業者で、その差は数百万である。

事務局：市としては落札候補者が資格を満たしており、当該業者と契約できていれば当然それが最善であったと考えている。しかし、今回は正当な資格審査の結果での無効な入札や、技術者の配置の関係での辞退などがあり、結果として3番手の業者をお願いすることになったものである。

委員：参加可能業者が300者以上いる中で、実際に参加したのは14者だが。

事務局：条件付き一般競争入札を実施しており、広く公募した結果である。また、技術面を担保するために技術者の実務経験を求めている。同様に実績を求めた他の入札案件と比べても参加者が少なすぎるものではない。

委員：事後審査により無効になった業者がいるが、事前に資格要件を満たさない業者の入札参加を防ぐことはできないのか。

事務局：本市の入札参加資格審査は、入札前に行う事前審査と開札後に行う事後審査に分かれている。事前審査では本店の所在地や格付けのチェックをし、事後審査で技術者や会社の保有資格や実績を審査している。工事主管課で付した条件の確認は、工事主管課で審査している。今回資格要件を満たさないことが判明したのは、事後審査の対象となっていた部分であるため、こういった結果となった。

委員：開札から数日で、開札時点での次順位者が技術者の配置ができないという理由で辞退しているが、通常ありうることなのか。

事務局：入札についてはこちらで設定したスケジュールで動いており、当然結果が出るまでは受注できる状態でいて欲しい。一方で、企業も民間の仕事を請け負ったり、年度も後半になると人のやり繰りで苦慮していたりする面もあるため、そういった状況があったのではと考えている。

委員：入札者は自分が次順位であると知ることができたのか。

事務局：開札後に示すのは落札候補者の価格のみのため、2位以降の業者は自分の順位を知ることができない。

委員：これは設計業務だが、設計価格は工事価格の何%などと決まっているのか。

事務局：工事価格に対する割合が決まっているわけではなく、設計金額の算出は、国が出している官庁施設の設計業務等積算基準に基づいて行っている。公告時に算出の方法や工事の予定額も

示してる。

委員：最低制限価格の設定額は、工事も設計も同一か。

事務局：工事の最低制限価格の算出式は、中央公契連モデルを準用している。設計業務は、予定価格の80%で設定している。

委員：2800万円台で最低制限価格未滿による失格者が多くいるが、予定価格が高いのでは。

事務局：先ほどの説明のとおり、国の基準に基づいて適正に算出された価格である。民間業者の場合、民間工事での市場価格などを見ながら金額を入れてくると思われるが、民間同士での積算と国基準の官積算の差の部分がこの結果に表れていると考える。

委員：官積算の部材の単価は公表されているのか。

事務局：設計するために必要と思われる情報や数字は、入札参加者に公表されている。

委員：そうであれば、何社参加してきてもある程度同じ金額になるということか。

事務局：先に話した国の基準どおりに積算し、同じような価格を算出することは可能であると認識している。

委員：あとは、先ほどの話のように市場価格などを考慮したり、8掛けするか7.5掛けするかというところで業者同士の駆け引きが出ているのか。

事務局：8掛けを下回ると失格になり、その点は参加者も承知しているはずである。

委員：そうであるならば、この入札価格の二極化の理由は何であるのか、単なる不確定要素があっただけなのか、分析の必要があるかもしれない。本委員会としては、国の定めた基準を変更することはできないが、市の裁量の部分でアレンジを加えていくなどし、同じような案件が出てきたときに、この案件のような事態を防げるよう知恵を絞り、制度を改良することが必要ではないかと思う。

一級建築士免許や実績を保有しているなど、ある程度の能力を持った業者が、「(失格となった)この価格でできる」と入札してきているということは、最低制限価格で失格になったとはいえ、実際に受注すれば問題なく仕事ができる価格と言える。ダンピング防止の観点からの最低制限価格の設定はわかるが、果たしてその防止を目的とした手段として有効であったかは考える必要がある。

委員：業務概要にある、改修内容は具体的にどのようなものか。

事務局：バスケットボールなどができるような第一体育室床の改修のほか、東京オリンピック・パラリンピック関連でリトアニアの練習場となるため、貴賓室に改修したり、空調を新設したりなどがある。また、ウェイトトレーニングルームの下が会議室となっているため、その防音対策で設計業者からの提案を受けたいと思っている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 平塚総合体育館武道場空調設備新設工事

抽出理由：総合評価方式による案件。その内容及び点数などの確認のため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、総合評価方式（特別簡易型）の実施過程について説明】

委員：総合評価方式を採用しているが、管工事で空調設備の案件であり、個人的な見解では技術的な評価をする必要性があったのか疑問を感じる。

事務局：総合評価方式の適用基準として、設計金額5000万円以上の案件が対象となる。全3タイプの型式の中で、今回採用されている特別簡易型が最も金額基準が低いものである。工事内容により工事主管課と契約検査課で適用の可否を判断するが、原則は金額を基準として対象とするものを決めている。

委員：価格のみの評価であれば、落札金額を260万円ほど安くできたが、総合評価方式を採用した時の目的に適合しているのか。

事務局：価格のみを評価し、最安値のところと契約するのが通常の入札である。一方、公共工事では、質的な担保を求めるものについて、どのようにそれを汲み取って行っていくかが課題となっていた。総合評価方式では、質的な担保として技術面の評価もあるが、価格を評価しないというものではなく、入札価格を点数化し、技術面での評価値と合わせて落札者を決定している。資料31ページの評価調書にあるとおり、入札価格のみを見ればNo.1の業者が最安値であるが、No.3の業者が価格評価点と技術評価点の合計で最高評価値者となったため、逆転現象が起きている。安い価格の中で目的を達成したいという委員のご指摘の主旨は重々理解しているが、この工事については通常よりも技術力を求めるものであったため、総合評価方式を適用したものである。

委員：資料31ページの評価調書にて、評価項目でマイナスが付いている業者がいるが、「加算方式」でマイナス点が付くことがあるのか。

事務局：資料26ページの技術資料に対する評価基準欄「企業の工事成績」に、工事成績に対する評価点を載せている（5点～2点）。この中で、-1点を採用したということである。

こちらの評価基準については、庁内で評価基準（案）を作成した後、外部委員からの意見聴取の場を設けて決定しているものである。

補足の説明だが、今回の「加算方式」の意味は、評価値の算出方法が「価格評価点」と「技術評価点」を「足す」というものである。

委員：総合評価方式を採ると、技術評価の高い業者は入札価格がやや高くなる傾向にあるため、メリットだけでなくデメリットもあるように感じる。

事務局：総合評価方式は国でも進めている制度だが、実績や工事成績の点数、優秀な技術者を抱えているなど、技術力のあるところについては持ち点が高くなる制度である。入札価格が最安値でなくても技術力が高ければ落札することが可能であるため、参加者はより良い工事成績のために努力し、また優秀な技術者の採用や育成のモチベーションとなる。

委員：業界の底上げを狙うことができるということか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員：総合評価方式の実施には賛成だが、金額が5000万円以上だから機械的に総合評価方式を採用するというのではなく、工事内容をきちんと見て、真に技術力を必要とする内容だから採用しようという積極的な理由で活用する方向に行っていきたい。今回の案件は、空調ということで

あまり技術力を要しないと考えるが、いかがか。

事務局：今回の空調設備は、熱源が都市ガスで、通常のエアコンと同様に外に大きな室外機を設置している。中の設備が一般的なものと方式が異なり、ダクトで引っ張って、大空間であるため天井から吹きこみ、また換気に戻すというものである。

委員：通常よりも高度な技術性が求められるのか。

事務局：そのとおり。既存の設備の改修ということもあり、また同じような工事は本数も多くないので、経験値が求められるものである。

事務局：総合評価方式の補足の説明だが、適用基準で5000万円以上と決まっているが、それに満たない案件でも技術力が必要であり、工事主管課が希望すれば総合評価方式で実施することも可能である。同様に、基準額以上でも解体工事や外壁の塗装工事など、技術力を要しないものについては適用の対象外となっている。

委員：優良工事表彰の受賞実績について。市、県、国で表彰制度があるのか。

事務局：お見込みのとおり、各発注機関で表彰制度を設けており、本市以外の表彰実績には表彰状の写しを提出させることで確認している。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 南部福祉会館自動制御中央監視装置修繕

抽出理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき）による随意契約案件。入札の条件から入札の実施状況など不調となった経過、契約金額などの確認のため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、随意契約の経緯について説明】

資料37ページは、不調となった入札時の結果表のため、傍聴者用資料に未掲載

委員：資料37ページの第1回入札は6月6日だが、2回目はいつ執行したのか。

事務局：6月6日の同日に執行している。

委員：1回目と2回目の入札であまり金額差がなく、不調となっているが、これは設計金額の設定が安すぎるのではないか。

事務局：専門的な工事であり、実際に施工を担当する業者も専門性を持った業者でなければならぬため、設計金額の大きな部分はメーカー見積もりである。それを参考としたものに、市で算出した経費を合算し、設計金額としている。入札参加者に対しては、積算情報等調書内で前述の積算の方法について提示しているため、金額に極端な開きは出ないものと思っている。

委員：専門的な内容のため、メーカーの手助けが必要ではないかと思っていた。メーカーが入ることにより適正な価格が出るはずであるし、また入札参加者もメーカーに確認しているはずである。それにしても入札価格が高いという印象を持ったのと、また不落随契の案件だったため、今回抽出した。

委員：この種の案件は、技術的にこのやり方に限定されるのか。

事務局：特定のメーカーと随意契約という手法も考えられるが、随意契約は極力避けるのが現在の方針のため、今回のようなやり方になる。

委員：これは監視装置を作ったメーカーか。

事務局：そのとおりである。また、当該業者が下請けに入ると思うが、この業者が最も安価だと言える。

委員：入札に参加したのは17者だが、実際に施工するのはそのメーカーということになると、入札価格にバラつきが出るのが不思議である。

委員：結果的には最も安価なところであるし、やむを得ないと感じる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 長寿命化対策管路改築工事その8 (第34処理分区)

抽出理由：低価格入札調査対象の経過、結果、入札の時期、落札者決定の時期、完成期限、低入札価格の採用などの確認のため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、低価格入札調査の経過説明】

委員：発注の時期について確認したい。12月8日開札で、低入札価格調査委員会を経て、くじ引きで決定している。もっと早い時期にやるべきかと思うが。

事務局：雨水と汚水が合流している区域であり、8月、9月の雨の多い時期での工事は危険が伴うため、湯水期になる11月以降に発注をした。

委員：合流であれば、工事の時期を調整する必要があるが、入札の時期はもう少し早くできたのではないか。低入札価格調査を経て1月に契約しているが、そもそも設計金額1億7000万円以上であるので、当初から低入札を予想できる。実際の工事は11月以降だが、入札は9月頃に行うなどとしても良いのではないか。低入札価格調査になるのはやむを得ないので、そのスケジュールも見込んでの早めの発注を心掛けることも考えると良い。工期が3月末の設定だが、完成できたのか。

事務局：繰越により工期を延長している。

委員：契約検査課は、発注時期についてどのように考えるのか。

事務局：通常の入札の最低制限価格を調査基準価格とし、その価格を下回った入札についてダンピング等がないか調査をし、適正な価格や履行を担保するのが低入札価格調査制度である。低入札価格調査に入ると、対象者へのヒアリングなどを含めて調査部会を3回以上実施するなどの時間を要するものであるが、実際に開札してみないと調査対象となる入札があるのかは見えない状態である。工事主管課との協議の中で発注時期を決定していくが、「その8」ということで継続的に実施している工事であり、他の関連工事との調整や財源の調整がある中で、工事主管課が最善のタイミングで契約検査課に依頼をし、発注していると認識している。た

だし、委員から早めの発注ができないのかという話を頂いたので、今後の参考としていきたい。

委員：最終的に繰越となったとのことだが、低入札価格調査がなければ、年度内で完成できたのか。

事務局：うまくタイミングが合えばスムーズに行くとは思いますが、特殊な工事のため、調査がなかったからと言って、必ずしも年度内に終わっていたとは言えない。

委員：低入札価格の案件は、今までも本委員会で取り上げたことがあるが、低入札価格調査委員会での審議を経たものを再度本委員会で審議することは、権限の重複のように感じる。本委員会では手元の資料のみで審議するが、低入札価格調査委員会では数回の審議や対象者へのヒアリングがある。どちらがより正確性のある審議ができるかという点、やはり低入札価格調査委員会の方であると言える。それらの審議を経たものを再度取り上げて審議するのは、建設的ではない。今後、低入札価格の案件を抽出対象から除外するという点ではないが、低入札価格調査委員会で審議をしたものである、というのを抽出対象案件リストで表示がされていると抽出時に参考にすることができる。

事務局：抽出対象一覧には、「低価格入札調査対象」という記載をしているが、今後はよりわかりやすい表記を検討したい。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(5) 公共下水道実施設計委託その4 (ツインシティ大神地区)

抽出理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合)による随意契約案件。契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当するのかなどの確認のため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経緯について説明】

委員：内容を聞くと、随意契約もやむを得ないと感じる。抽出対象案件一覧の他のコンサル業務の落札率の多くが80%程度である中、本案件の落札率が98.40%である点を確認したい。28年度に契約した基本設計業務を受注すると、それに続く業務は随意契約で高い落札率でも受注することができるものかと思う。

事務局：28年度に契約した「公共下水道実施設計委託その1(ツインシティ大神地内)」は、公告時に随意契約の予定があることを明記して入札を執行した案件である。今回の詳細設計については、市が設計する金額に対して業者が出してきた見積金額が80%に満たないものだった。その見積金額を参考に設計金額を出しており、また今回の落札率が98.40%であるため、一般競争入札に付すよりも実際には安い価格での契約となっている。基本設計で既に様々な調査を実施しており、ここで他の業者が詳細設計を受注すると、また一から調査が必要となり費用が掛かる。その費用を差し引いた額で見積りが出ているので、入札よりも安価であると言える。

委員：そのあたりの事情が抽出案件一覧表からは見えてこないの、落札率の高さから抽出した次第

である。

事務局：当然、市の設計基準書があるため、それに従って詳細設計でいくらになるかは計算している。随意契約することは決まっているため、業者からいくらでできるか見積書をもらい、その金額を参考に設計金額を出している。その金額からさらに安い価格での契約となった。

委員：今の説明で、基本設計業務を受注すると、それに続く業務は随意契約で高い落札率でも受注することができる、というわけではないと理解できた。

委員長：特に質問がないようなので、議題3 その他に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後4時閉会)